

株式会社ホンダ茨城南(公取協会員)に対し、 公正取引委員会が下請法違反で「勧告」 ～ 下請事業者に対し、修理車両等の運搬を無償でさせる ～

公正取引委員会は、2026年6月4日付で、株式会社ホンダ茨城南(公取協会員)が、自動車の修理業務等を委託している中小受託事業者(以下「下請事業者」という。)に対し、板金塗装や点検整備等を委託した自動車の運搬を無償でさせることで、下請事業者の利益を不当に害していたとし、下請代金支払遅延等防止法(以下「下請法」という。)第4条第2項第3号(不当な経済上の利益の提供要請の禁止)の規定に違反する事実が認められたことから、同社に対し勧告を行いました(※)。

※下請法は、2026年1月1日から「製造委託等に係る中小受託事業者に対する代金の支払の遅延等の防止に関する法律」(以下「取適法」という。)に改正されましたが、本件は、改正法施行前になされたものであることから、下請法の適用を受けています。

<勧告の相手方>

名 称	株式会社ホンダ茨城南	代 表 者	代表取締役 磯山 良輔
所 在 地	茨城県つくば市花室1127番6	資 本 金	4995万円

<違反事実と勧告の概要等>

(1)違反事実

板金塗装等を委託した事業者14名、点検整備等を委託した事業者1名に対し、令和6年9月から令和7年9月までの間、下請事業者に対し、1,014台の自動車の引取り又は引渡しに係る運送を行わせていたにもかかわらず、当該運送に要した費用を支払わなかった。

(2)勧告の概要

自動車を運送させたことによる費用に相当する額を公正取引委員会の確認を得た上で速やかに支払うこと。等

○「勧告」の詳細については、以下の公正取引委員会ホームページをご覧ください。
株式会社ホンダ茨城南(2026年6月4日付)

https://www.jftc.go.jp/houdou/pressrelease/2026/jun/260604_hondacars-ibarakiminami.html

◆会員各社におかれましては、車体整備事業者との取引について、取適法(旧下請法)に違反する又は違反するおそれのある行為がないか点検し、必要に応じて取引内容の見直しを図るなど、取適法に違反することのないよう努められますよう、お願いいたします。

- 当協議会は、会員における取適法(旧下請法)違反行為の未然防止及び同法の遵守徹底を図るため、最近の違反事例や公正取引委員会等の実施した集中調査※において指摘された「ディーラーの違反事例」及び「取適法改正のポイント」等を取り入れ、新たに作成した「取適法に関するマニュアル」に基づく研修会(eラーニング)を現在開催しています。
- 地区毎の研修会の開催等につきましては、所属団体へお問合せください。

<「取適法(旧下請法)に関する研修会」の開催について>

- 開催方法 eラーニング 【お申込みはこちらから】
 - 申込期間 ~2026年8月10日(月)
 - 受講期間 ~2026年8月31日(月)
 - 受講費用 会員 3,000 円/非会員 6,000 円
 - 研修内容 「自動車業界における取適法遵守のためのマニュアル」の解説
- ★上記研修会受講者は、マニュアル電子版を1年間閲覧可能です。
- ★冊子(頒布価格:会員 1,000 円/非会員 2,000 円)をご希望の方は、所属団体または公取協へお問合せください。



※集中調査の結果の詳細については、以下の公正取引委員会ホームページをご覧ください。
(2025年12月22日付)

https://www.jftc.go.jp/houdou/pressrelease/2025/dec/251222_dealer_honbun.pdf

【本件に関するお問合せ先】

一般社団法人 自動車公正取引協議会 業務本部 四輪車業務部
TEL 03-5511-2111 FAX 03-5511-2112